

# ♪なごすい会計について♪

文責：23期会計 榊原

今まで会計の制度についてお知らせする機会が少なく、「団費は何に使われるのだろう？」  
「楽器の修理代はどれくらい出してもらえるのかな？」など、疑問が生じた方も多いと思います。そこで、なごすいの会計についての資料を作成してみました。参考になれば幸いです。

## ● 会計について

なごすいの会計には 4 種類あります。皆さんから徴収する団費は、①と②を合わせたものです。

- ① 一般会計：以下の②～④に含まれない普段の活動費と水無月に関する経費  
ex：楽譜代、コピーカード代、水無月の練習のホール使用料
- ② 楽器会計：団の楽器や維持費の高い個人楽器に関する経費の補助  
ex：団の楽器の購入費や修理費、ダブルリード楽器のリード代
- ③ 団車会計：団車の管理、使用に関する費用  
ex：自動車税、団車のガソリン代、保険料
- ④ 演奏会会計：定演の運営や練習に必要な費用  
ex：定演のホール使用料、運搬用トラック代

## ● 団費について

団費：900円/月（一般会計 500 円/月、楽器会計 400 円/月を合わせた金額）

団費は 2ヶ月ごとに徴収しますので、徴収の際は 1800円を支払ってください。

入団した次の月から支払い義務があります。

団長さんとパートリーダーさんに休団することを伝えてある人は、休団期間中の団費の支払い義務を停止します。

徴収方法：パートごとに徴収

団費はパートリーダーさんに渡してください。

パートリーダーさんは団費を集めて自分まで持ってきてください。

徴収日にサークルに来られない方は別の日に直接会計まで払ってください。

## ● 立て替え金について

皆さんが立て替えてくれるお金には、会計から全額補助できるお金と一部補助できるお金があります。

全額補助できるお金：普段の活動に必要なお金（楽譜代、印刷代、備品代など）

演奏会運営に必要なお金（ホール代、衣装代、パンフレット代など）

団のものになる楽器や小物の購入費

団車やトラックでの運搬時に壊れた楽器（団、個人持ちの双方とも）  
の修理代 など

一部補助できるお金：団の管楽器の修理代（7割補助）

団の打楽器の修理代（8割補助）

ダブルリードの楽器のリード代（5割補助）

やむを得ない事情がある場合の個人持ち楽器の修理代（全体の下承  
を得たうえで5割まで補助） など

立て替え金は領収書と引き換えに渡します（金額が大きくなる場合は先に渡すこともできます）ので、お金を立て替えるときはできるだけ領収書を受け取ってください。このとき領収書について注意してほしいことが3つあります。

- ① 領収書の名義を「名古屋大学吹奏楽団」にしてもらう
- ② 日付を書いてもらう
- ③ 具体的な品目を書いてもらう（「お品代」ではダメです）

文サ連援助金の申請に必要なので、ご協力お願いします。

## ● 団車費について

団車費とは団車会計に必要なお金のことで、年に一度集めています。昨年度は秋合宿中に8500円を徴収していました。

今年度も秋合宿中に徴収する予定です。金額は後日お知らせします。

## ● 演奏会協力金について

演奏会協力金とは演奏会会計に必要なお金のことで、年に一度集めています。定演出演者からのみ集めます。昨年度は秋合宿中に14000円を徴収していました。

今年度も秋合宿中に徴収する予定です。金額は後日お知らせします。

## ● 倉庫の鍵の販売について

今年度は1本450円で倉庫の鍵を販売します。毎年新入生の入団の時期に一斉販売していますが、買わなかった方でも後日必要になったら自分まで言ってもらえれば販売します。

2015年度から団費を増額したため、以前より皆さんの負担が大きくなってしまいます。その分今まで以上に皆さんにお金を有効活用していただきたいので、疑問が生じたり相談があったりすれば遠慮せずに自分まで来てください！

この資料を見て、分からないことやより詳しく知りたいことがありましたら、ぜひ聞きに来てください。